

# 独立行政法人環境再生保全機構法案要綱

## 第一 総則

### 一 名称

独立行政法人環境再生保全機構とすること。（第一条関係）

### 二 機構の目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とするものとする。 （第三条関係）

### 三 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けるものとする。 （第五条関係）

## 第二 役員及び職員

### 一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事三人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

### 二 その他

理事の職務及び権限、役員任期、役員及び職員の地位その他の所要の規定を設けるものとする。  
(第七条から第九条まで関係)

## 第三 業務等

### 一 業務の範囲

1 機構は第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十条第一項関係)

(1) 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。

- イ ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収
- ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第十三条第二項の規定による支払

八 公害健康被害の補償等に関する法律第四十八条の規定による納付金の納付

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律第六十八条に規定する業務を行うこと。

(3) 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) (3)に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第三項の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

(7) (1)から(6)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1の業務のほか、1の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができるものとする。

(第十条第二項関係)

二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

機構が交付する助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用する

ものとする。 (第十一条関係)

### 三 区分経理

機構は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。 (第十二条関係)

### 四 積立金の処分

機構の積立金について所要の規定を設けるものとする。 (第十二条関係)

### 五 基金

公害健康被害予防基金、地球環境基金等を設けること及びその運用に関する所要の規定を設けるものとする。 (第十四条から第十六条まで関係)

## 第四 雑則

### 一 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣等について所要の規定を設けるものとする。 (第十八条関係)

### 二 他の法令の準用等

不動産登記法その他政令で定める法令の準用、国家公務員宿舍法の適用除外及び国家公務員共済組合

法の適用に関する特例を定めるものとする。 (第十九条から第二十一条まで関係)

## 第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第二十二条関係)

## 第六 附則

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第六の七から九までについては、平成十六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

### 二 公害健康被害補償予防協会の解散等

公害健康被害補償予防協会は、機構の成立の時に解散するものとともに、その権利及び義務について、機構への承継等に関する所要の規定を設けるものとする。 (附則第三条関係)

### 三 環境事業団の解散等

環境事業団は、機構の成立の時に解散するものとともに、その権利及び義務について、機構及び日本環境安全事業株式会社への承継等に関する所要の規定を設けるものとする。 (附則第

#### 四 条 関 係 )

#### 四 権 利 及 び 義 務 の 承 継 に 伴 う 経 過 措 置

機構が承継する事業団の長期借入金に係る債務について政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。 (附則第五条関係)

#### 五 機 構 の 成 立

機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、第六の七の施行の時に成立するものとする。 (附則第六条関係)

#### 六 機 構 の 業 務 の 特 例

機構は、第三の一の業務のほか、環境事業団が行っていた建設譲渡事業で、環境事業団の解散前に着手された事業及び環境事業団から承継した債権の管理及び回収を行うことができるものとする。 (附則第七条から第十六条まで関係)

#### 七 公 害 健 康 被 害 の 補 償 等 に 関 する 法 律 の 一 部 改 正

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正するものとし、それに伴う所要の経過措置を設ける

ものとする。こと。（附則第十八条・第十九条関係）

#### 八 環境事業団法の廃止

環境事業団法は廃止するものとし、それに伴う所要の経過措置を設けるものとする。こと。（附則第二

十条・第二十一条関係）

#### 九 関係法律の一部改正

関係法律の一部を改正するものとし、それに伴う所要の経過措置を設けるものとする。こと。（附則第

二十二条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条まで関係）